

福島町健康づくり推進計画の計画期間延長について

1. 内 容

福島町健康づくり推進計画について、上位計画である国の健康増進計画「健康日本21（第二次）」及び北海道の「すこやか北海道21」（改訂版）が1年延長されたことを受けて、国及び北海道の計画に対応した計画を策定するため、計画期間を1年延長し、令和5年度を最終年度とする計画に変更するものです。

2. 国の「健康日本21（第二次）」の改正趣旨

国は、「健康日本21」を医療費適正化計画、医療計画及び介護保険支援計画と一体的に運用するため、第二次の計画期間を令和5年度まで1年延長し、次期プランの開始を他計画と同様に令和6年度までとする方針を示しました。

次期プランは、令和5年春を目途に作成・公表される予定であり、その目標や期間を勘案し、次期福島町健康づくり推進計画を策定する必要が求められています。

3. 計画期間の比較

●健康づくり計画等の計画期間一覧

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
いきいき健康 ふくしま21	(H25~29)				福島町健康づくり推進計画						
福島町食育 推進計画	(H26~30)				→					→ 1年延長	
福島町自殺 対策計画							(H30~R4)				
<参考>											
道 の 関 連 計 画	すこやか 北海道21	(H25~34)								→ 1年延長	
	北海道がん 対策推進計画	(H25~29)				(H30~R5)					
	北海道食育 推進行動計画	(H26~30)				(H31~R5)					
	北海道自殺 対策行動計画	(H25~29)				(H30~R4)				(R5~9)	
国 の 関 連 計 画	健康日本21	(H25~34)								→ 1年延長	
	がん対策 推進基本計画	(H24~28)			(H29~R4)					(R5~10)	
	食育推進 基本計画	(H23~27)		(H28~R2)			(R3~7)				